

● 開示項目一覧 (2019年9月30日時点)

銀行法施行規則第34条の26

(以下のページに掲載しています)

三菱UFJフィナンシャル・グループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 資本金及び発行済株式の総数		27
2. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項		
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）		28
(2) 各株主の持株数		28
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合		28
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況		4~7
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益又はこれに相当するもの		10
(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの		10
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益 若しくは親会社株主に帰属する当期純損失		10
(4) 包括利益		10
(5) 純資産額		10
(6) 総資産額		10
(7) 連結自己資本比率		10
銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。6.において同じ。）		11~13
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
(1) 破綻先債権に該当する貸出金		26
(2) 延滞債権に該当する貸出金		26
(3) 三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金		26
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金		26
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項		120~185
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（3.に掲げる事項を除く。）		183、184
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの		24、25
6. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨		11
7. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第52条の25に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨		120

銀行法施行規則第19条の2(単体)

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項		
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	70	118
(2) 各株主の持株数	70	118
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	70	118
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	4~7、57~60	4~7、99~102
2. 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益	45	88
(2) 経常利益又は経常損失	45	88
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	45	88
(4) 資本金及び発行済株式の総数	45	88
(5) 純資産額	45	88
(6) 総資産額	45	88
(7) 預金残高	45	88
(8) 貸出金残高	45	88
(9) 有価証券残高	45	88
(10) 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）	45	88
(11) 従業員数	45	88
(12) 信託報酬（信託業務を當む場合）		88
(13) 信託勘定貸出金残高（信託業務を當む場合）		88
(14) 信託勘定有価証券残高（信託業務を當む場合）		88
(15) 信託財産額（信託業務を當む場合）		88

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行	
3. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項			
イ 主要な業務の状況を示す指標			
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	57	99	
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	58~60	100~102	
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	58、59	100、101	
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	58	100	
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	45	88	
(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	45	88	
□ 預金に関する指標			
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	67	115	
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	67	115	
ハ 貸出金等に関する指標			
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	61	109	
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	61	109	
(3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	62、66	110、114	
(4) 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	62	110	
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	62	110	
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	62	110	
(7) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	63	111	
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	68	116	
二 有価証券に関する指標			
(1) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分) の残存期間別の残高	65	113	
(2) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、 外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	64	112	
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	68	116	
ホ 信託業務に関する指標(信託業務を営む場合)			
(1) 信託財産残高表(注記事項を含む)		103	
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高		105	
(3) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高		104	
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高		105	
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高		105	
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高		106	
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高		106	
(8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高		107	
(9) 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高		106	
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		106	
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		107	
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高		108	
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項			
1. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7	7	
銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項			
1. 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書	46~48	89~91	
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	63	111	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	63	111	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	63	111	
(3) 三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	63	111	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	63	111	
3. 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額		107	
4. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	246~257	318~329	
5. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(4.に掲げる事項を除く。)	256、257	328、329	
6. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益			
(1) 有価証券	51、52	94、95	
(2) 金銭の信託	53	96	
(3) 第13条の3第1項第5号に掲げる取引	54~56	97、98	
7. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63	111	
8. 貸出金償却の額	63	111	
9. 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主 資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨		46	89
10. 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率 (単体自己資本比率を除く。)をいう。)の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨		246	318

銀行法施行規則第19条の3(連結)

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	4~7	4~7
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益又はこれに相当するもの	30	72
(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	30	72
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	30	72
(4) 包括利益	30	72
(5) 純資産額	30	72
(6) 総資産額	30	72
(7) 連結自己資本比率	30	72
銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含む。6.において同じ。)	31~33	73~75
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	44	87
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	44	87
(2) 延滞債権に該当する貸出金	44	87
(3) 三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	44	87
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	44	87
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	188~244	260~316
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(3.に掲げる事項を除く。)	243、244	315、316
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	42、43	84~86
6. 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	31	73
7. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率(法第14条の2第2号に規定する基準に係る算式により得られる比率(連結自己資本比率を除く。)をいう。)の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	188	260

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	64	107、112
2. 危険債権	64	107、112
3. 要管理債権	64	107、112
4. 正常債権	64	107、112